

「デジタル庁における特定個人情報等の取扱いについて」の改定について

〔令和4年3月30日〕
総括個人情報管理者決定

「デジタル庁における特定個人情報等の取扱いについて」を別紙のとおり改定する。

デジタル庁における特定個人情報等の取扱いについて

〔令和3年9月1日総括個人情報管理者決定〕
〔令和4年3月30日総括個人情報管理者決定〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号。以下「ガイドライン」という。）に基づき策定されたデジタル庁の保有する個人情報管理規程（令和3年デジタル庁訓令第30号）を受け、デジタル庁における特定個人情報等の取扱いについて、下記のとおり定める。

記

第1 総論

1 用語の定義

この取扱いにおいて用いる用語の定義は、番号法、ガイドライン、デジタル庁の保有する個人情報管理規程（令和3年デジタル庁訓令第30号。以下「個人情報管理規程」という。）及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号。以下「公金受取口座登録法」という。）に定めるところによるほか、次のとおりとする。

（1）職員等

デジタル庁から給与の支払いを受ける職員等（非常勤職員を含む。）をいう。

（2）外部有識者等

デジタル庁から報酬等の支払いを受ける外部有識者その他支払調書の作成対象となる者をいう。

（3）扶養親族

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条第2項に規定する扶養親族、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第2条第1項第2号に規定する被扶養者、所得税法（昭和40年法律第33号）第83条に定める配偶者控除の対象となる控除対象配偶者、同法第83条の2に定める配偶者特別控除の対象となる配偶者、同法第84条に定める扶養控除の対象となる控除対象扶養親族並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の3、同法第317条の3の2及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第2条の3の2において給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載することとされている控除対象扶養親族以外の扶養親族をいう。

（4）源泉徴収票等

源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票及び退職所得の源泉徴収票をいう。以下同じ。）及び給与支払報告書等（給与支払報告書及び退職所得の特別徴収票をいう。

以下同じ。)をいう。

(5) 支払調書

報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、不動産の使用料等の支払調書、非居住者に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書をいう。

(6) 特定個人情報等

個人番号及び特定個人情報をいう。

(7) 健康保険等

健康保険及び厚生年金保険をいう。

(8) 財形貯蓄等

勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第 6 条第 2 項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第 4 項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約をいう。

(9) 口座情報等提供行政機関

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和 3 年デジタル庁令第 10 号。以下「公金受取口座登録法施行規則」という。）第 9 条に規定する者をいう。

2 個人番号利用事務等の範囲

個人情報管理規程第 8 条の規定に基づき、特定個人情報等管理者が指定できる特定個人情報等取扱担当者が行う個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）とは、デジタル庁が行う法令等に基づき、職員等、外部有識者等、扶養親族その他の個人及び口座情報等提供行政機関から特定個人情報等の提供を受け、当該特定個人情報等が記載された法定調書等の作成及び公的給付支給等口座登録簿への登録等の次に掲げる事務をいう。

(1) 源泉徴収票等作成事務

所得税法、地方税法その他関連法令の定めにより、源泉徴収義務者として、職員等から特定個人情報等の提供を受け、当該特定個人情報等が記載された源泉徴収票等を作成し、所轄の税務署長及び職員等が居住する市区町村長に提出等する事務。

(2) 支払調書作成事務

所得税法の定めにより、源泉徴収義務者として、外部有識者等から特定個人情報等の提供を受け、当該特定個人情報等が記載された支払調書を作成し、所轄の税務署長に提出する事務。

(3) 雇用保険関連事務

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めにより、事業主として、雇用保険に加入する者から特定個人情報等の提供を受け、当該特定個人情報等が記載された被保険者資格取得届等を作成し、所轄の公共職業安定所に提出等する事務。

(4) 健康保険等関連事務

健康保険法（大正 11 年法律第 71 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の定めにより、事業主として、健康保険等に加入する者から特定個人情報

報等の提供を受け、当該特定個人情報等が記載された被保険者資格取得届等を作成し、所轄の全国健康保険協会（支部を含む。以下同じ）及び日本年金機構（年金事務所を含む。以下同じ。）に提出等する事務。

(5) 年金関係事務

職員等又は扶養親族から提出のあった国民年金第3号被保険者関係届を内閣府共済組合又は日本年金機構に提出する事務。

(6) 共済組合関係事務

職員等又は扶養親族から提出のあった各種共済関連書類を内閣府共済組合に提出する事務。

(7) 財形貯蓄関係事務

職員等から提出のあった各種財形貯蓄関連書類を金融機関等に提出する事務。

(8) 公金受取口座登録等事務

公金受取口座登録法による公的給付支給等口座登録簿への登録等に関する事務。

3 特定個人情報等の範囲

2「個人番号利用事務等の範囲」に掲げる個人番号利用事務等において取り扱うこととなる特定個人情報等は、次のとおりとする。

- (1) デジタル庁が、番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施するため、職員等、外部有識者等、扶養親族その他の個人から提示又は提出を受けた本人確認資料（個人番号カード、通知カード及び身元確認書類をいう。）及びこれらの写しに記載されたもの
- (2) デジタル庁が、税務署等の行政機関に提出するために作成した源泉徴収票等その他の法定調書等及びこれらの控えに記載されたもの
- (3) デジタル庁が、法定調書を作成する上で職員等、外部有識者等、扶養親族その他の個人から提出を受けた個人番号の記載のある申告書等に記載されたもの
- (4) デジタル庁が、公金受取口座登録法に基づき、公的給付支給等口座登録簿へ記録するために、預貯金者又は口座情報等提供行政機関から提出を受けたもの
- (5) その他個人番号と関連付けて保存される個人情報として特定個人情報等管理者が指定するもの

4 特定個人情報等取扱担当者の指名等

(1) 特定個人情報等取扱担当者の指名等の手続

特定個人情報等管理者は、個人情報管理規程第8条の規定に基づき、別紙により、特定個人情報等取扱担当者を指名し、当該特定個人情報等取扱担当者が行う個人番号利用事務等の範囲を指定する。

(2) 特定個人情報等取扱担当者の指名の解除等の手続

(1)は、特定個人情報等取扱担当者の指名の解除及び個人番号利用事務等の範囲の変更について準用する。

5 特定個人情報等の管理段階

個人番号利用事務等を行うときは、次に掲げる管理段階ごとに特定個人情報等を取り扱うこととし、第2「個人番号利用事務等における特定個人情報等の取扱い」を遵守しなければならない。

- (1) 取得する段階
- (2) 利用する段階
- (3) 保存する段階
- (4) 提供する段階
- (5) 廃棄又は削除する段階

6 法令等の遵守

職員等は、この取扱い個別に定める事項のほかは、次に掲げる法令等の定めを遵守しなければならない。

- (1) 番号法
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年総務省行政管理局長通知総管情第84号）
- (4) ガイドライン
- (5) 個人情報管理規程
- (6) デジタル庁における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（令和3年9月1日デジタル監決定）
- (7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用実施者が適当と認める書類等を定める件（平成27年国税庁告示第2号）
- (8) デジタル庁行政文書管理規則（令和3年デジタル庁訓令第1号）

第2 個人番号利用事務等における特定個人情報等の取扱い

1 取得する段階

- (1) 個人番号の提供の求め

特定個人情報等取扱担当者は、第1の2「個人番号利用事務等の範囲」（1）から（7）までに掲げる事務を処理するために必要があるときは、職員等、外部有識者等、扶養親族その他の個人に対し、利用目的をあらかじめ明示した上で、個人番号の提供を求めるものとする。

この場合において、「明示」の方法については、デジタル庁ポータルサイトへの掲載、利用目的を記載した書類の提示の方法等によることとする。

また、利用目的については、特定個人情報等取扱担当者は、職員等その他の個人に対し、第1の2「個人番号利用事務等の範囲」に掲げる事務の複数（その者の個人番号を利用するものに限る。）の利用目的をまとめて明示することができるものとする。

さらに、特定個人情報等取扱担当者は、個人番号利用事務等の発生が見込まれ

た時点で、職員等、外部有識者等、扶養親族その他の個人に対し個人番号の提供を求めることができるものとする。

なお、特定個人情報等取扱担当者は、上記にかかわらず、職員等、外部有識者等、扶養親族その他の個人から個人番号の提供を得られないときは、個人番号の記載は、法律で定められた義務であることを伝え、利用目的を明示した上で、個人番号の提供を再び求めるものとする。この求めになお応じないときは、その経過等を記録、保存するものとする。

(2) 本人確認

① 職員等の本人確認

イ 身元確認

特定個人情報等取扱担当者は、原則として、個人番号カード、運転免許証等の身元確認書類により、職員等の身元確認を行うものとし、これによりがたいときは、平成 27 年国税庁告示第 2 号に基づく方法により身元確認を行うものとする。

ロ 番号確認

特定個人情報等取扱担当者は、職員等の個人番号を初めて取得する場合には、職員等に対し、その個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（以下「個人番号カード等」という。）又はその写しの提示を求めることにより、番号確認を行うものとする。

また、これ以外の場合には、特定個人情報等取扱担当者は、取得済みの個人番号と提出のあった書類に記載された個人番号とを照合するものとし、個人番号が一致しないときは、職員等の記載誤りである場合を除き、職員等に対し、個人番号カード等又はその写しの提示を求めることにより、番号確認を行うものとする。

② 扶養親族の本人確認

イ 身元確認

(イ) 職員等が提出義務者の場合

職員等がデジタル庁に対してその扶養親族の個人番号の提供を義務付けられている場合は、当該職員等が個人番号利用事務等実施者として当該扶養親族の身元確認を行うことから、特定個人情報等取扱担当者は、当該扶養親族の身元確認を要しない。

(ロ) 扶養親族が提出義務者の場合

扶養親族がデジタル庁に対して個人番号の提供を義務付けられている場合は、職員等が扶養親族の代理人となり、特定個人情報等取扱担当者に対し、代理権確認書類を提出するものとする。特定個人情報等取扱担当者は、代理人たる職員等の身元確認については、上記①イと同様に行うものとする。

ただし、扶養親族が特定個人情報取扱担当者に対し、自ら提出するときは、特定個人情報等取扱担当者は、扶養親族の身元確認を上記①イに準じて行うものとする。

ロ 番号確認

(イ) 職員等が提出義務者の場合

特定個人情報等取扱担当者は、職員等が個人番号利用事務等実施者としてその扶養親族の番号確認を行うことから、当該扶養親族の番号確認を要しない。

ただし、特定個人情報等取扱担当者は、当該扶養親族の個人番号が正確であるかの確認を行う場合には、職員等に対し、その扶養親族の個人番号カード等又はその写しの提示を求めることにより、番号確認を行うことができる。

(ロ) 扶養親族が提出義務者の場合

職員等が扶養親族の代理人となり、特定個人情報等取扱担当者に対し、その扶養親族の個人番号カード等又はその写しを提示する場合、特定個人情報等取扱担当者は、提示されたものにより、番号確認を行うものとする。

ただし、扶養親族が特定個人情報取扱担当者に対し、自ら提示するときは、特定個人情報等取扱担当者は、扶養親族の番号確認を上記①ロに準じて行うものとする。

また、扶養親族の個人番号を既に取得している場合には、特定個人情報等取扱担当者は、取得済みの個人番号と提出のあった書類に記載された個人番号とを照合するものとし、個人番号が一致しないときは、職員等又は扶養親族の記載誤りである場合を除き、職員等又は扶養親族に対し、個人番号カード等の提示を求めることにより、番号確認を行うものとする。

③ 外部有識者等①②以外の個人に係る本人確認

イ 身元確認

特定個人情報等取扱担当者は、上記①イに準じて行うものとする。

ロ 番号確認

特定個人情報等取扱担当者は、上記①ロに準じて行うものとする。

(3) 公的給付支給等口座の登録の申請等

第1の2「個人番号利用事務等の範囲」(8)に掲げる事務を処理するために行う預貯金者の本人確認は、公金受取口座登録法施行規則第4条に規定する方法とする。

2 利用する段階

特定個人情報等取扱担当者は、個人番号利用事務等を行うために提供を受けた特定個人情報等を第1の2「個人番号利用事務等の範囲」に掲げられた事務以外の事務において利用してはならない。

また、特定個人情報等取扱担当者は、特定個人情報等取扱担当者以外の者による特定個人情報等の覗き見を防止するため、適当な作業スペースの確保、間仕切りの設置等の措置が講じられた区域(取扱区域)内において、個人番号利用事務等を行うものとする。

3 保存する段階

(1) 特定個人情報ファイルの作成及び管理

特定個人情報等取扱担当者は、取得した個人番号について、個人番号利用事務等を行う必要が生じたときに円滑に利用できる形で管理するものとし、個人情報管理規程第 18 条に掲げる台帳を作成し、当該台帳が特定個人情報ファイルに該当する場合は、特定個人情報等管理者及び特定個人情報等取扱主任（以下「特定個人情報等管理者等」という。）の確認を受けるものとする。

(2) 保存場所及び管理方法

① 安全管理措置

特定個人情報等又は特定個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル等」という。）は、特定個人情報等取扱担当者以外の者が取り扱うことのできないように、施錠可能な書棚等への保管、アクセス制御の実施等の物理的及び技術的安全管理措置を講じた上で保存するものとする。

② 保存状況の確認

特定個人情報等管理者等は、特定個人情報ファイル等の管理状況について、毎年 1 回以上確認するものとする。

4 提供する段階

(1) 第 1 の 2 「個人番号利用事務等の範囲」(1) から (7) までの事務に係る責任者の確認及び提供の方法

① 責任者の確認

特定個人情報等取扱担当者は、特定個人情報等を含む関係書類を税務署、市区町村長、公共職業安定所、全国健康保険協会又は日本年金機構（以下「税務署等」という。）に提出するときは、送付簿等に必要事項を記載し、特定個人情報等管理者等の確認を受けるものとする。

② 提供の方法

特定個人情報等取扱担当者は、特定個人情報等を含む関係書類を税務署等に提出するに当たり、持参の方法による場合は、紛失しないよう鍵のかかる鞆に入れて税務署等に持ち込むものとし、郵送の方法による場合は、配送中の紛失等を防止する措置が講じられた方法を用いるものとする。インターネットにより送信するときは、税務署等の指定する方法（e-Tax 等）によるものとする。

(2) 第 1 の 2 「個人番号利用事務等の範囲」(8) の事務に係る責任者の確認及び提供の方法

番号法第 19 条第 8 号に基づき、情報照会者に対して、情報提供ネットワークシステムを使用して、公的給付支給等口座情報を提供するものとする。

ただし、情報提供ネットワークシステムの利用以外の方法により、公的給付等口座情報を提供する場合には、責任者の確認等は、上記(1)に準じて行うものとする。

5 廃棄又は削除する段階

(1) 特定個人情報ファイル等の削除及び廃棄の時期

特定個人情報等取扱担当者は、法令等に定められた保存期間を経過した場合は、

特定個人情報等管理者等の確認を受けた上で、速やかに廃棄するものとする。

(2) 廃棄の方法

特定個人情報等取扱担当者は、(1)により特定個人情報ファイル等を廃棄するときは、溶解、電子媒体等の破壊等の復元できない方法により適切に廃棄するものとする。

(3) 廃棄等日時 of 記録

特定個人情報等取扱担当者は、特定個人情報ファイル等を廃棄したときは、当該特定個人情報ファイル等の名称、責任者及び取扱部署、廃棄した件数及び内容の記録並びに廃棄を委託した場合は委託先による廃棄を証明する記録等を作成し、特定個人情報等管理者等の確認を受けるものとする。この場合において、当該廃棄等の記録には、個人番号自体は記録しないものとする。

第3 委託先等の監督

個人番号利用事務等の全部又は一部を委託先又は派遣労働者によって行わせる場合には、ガイドライン及び個人情報管理規程第40条の規定によるほか、第2「個人番号利用事務等における特定個人情報等の取扱い」において定めた事項が遵守されるよう、特定個人情報等取扱担当者である職員等は、委託先又は派遣労働者を適切に監督しなければならないものとする。

第4 安全確保上の問題への対応

個人番号利用事務等において、特定個人情報等の紛失、漏えい又は毀損等の事案が発生した場合には、個人情報管理規程第41条の定めに従い、職員等、特定個人情報等取扱担当者その他の者は、緊急かつ適切に対応しなければならないものとする。

附 則

- 1 この決定は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 健康保険等関連事務、年金関係事務、共済組合関係事務及び財形貯蓄関係事務に係る事務処理手続については、その取扱いの詳細が決定された後、それぞれ速やかに定めるものとする。

附 則 (令和4年3月22日総括個人情報管理者決定)

- 1 この決定は、令和4年3月22日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日総括個人情報管理者決定)

- 1 この決定は、令和4年4月1日から施行する。